

改訂表 2025 実務シリーズ②旅行業約款、運送・宿泊約款

国際運送約款（日本航空）の改定（2024 年 12 月 28 日発効）に伴いまして、テキストの該当部分を改訂いたします。以下の改訂表により、訂正のうえご使用いただきますようお願い申し上げます。

2025 年 3 月 05 日
 (株)JTB 総合研究所

【国際運送約款】

該当箇所	改正（改訂）前	改正（改訂）後
P153 上から 6 番 目の●	●本書に掲載した（略）2022 年 9 月 20 日改定発効された日本航空株式会社の約款である。	●本書に掲載した（略）2024 年 12 月 28 日改定発効された日本航空株式会社の約款である。
P189 第 18 条（責任の限度） (3) (a) (ii)	(ii) 会社は、条約第 17 条にいう旅客の死亡又は身体の傷害に係わる損害賠償請求に関しては、裁判所が妥当と認定する弁護士費用を含めた訴訟費用を除く 128,821 SDR までは、条約第 20 条第 1 項に定める抗弁権を援用しません。	(ii) 会社は、条約第 17 条にいう旅客の死亡又は身体の傷害に係わる損害賠償請求に関しては、裁判所が妥当と認定する弁護士費用を含めた訴訟費用を除く 151,880 SDR までは、条約第 20 条第 1 項に定める抗弁権を援用しません。
P189 第 18 条（責任の限度） (4) (a)	(a) モントリオール条約が適用となる運送の場合、会社の手荷物責任限度は、旅客 1 人当たり 1,288 SDR を限度とします。	(a) モントリオール条約が適用となる運送の場合、会社の手荷物責任限度は、旅客 1 人当たり 1,519 SDR を限度とします。
P190, 191 ポイント解説 2. 責任限度額 (1) モントリオール条約 (2) モントリオール条約以外 の表中	(1) （生命・身体） ① （略） ② 128,821 SDR までは、（略） （手荷物） ① 旅客 1 人当たり受託手荷物＋持込手荷物合計で 1,288 SDR を限度とする。 ② （略） (2) （生命・身体） ① （略） ② 128,821 SDR (※1) までは、（略）	(1) （生命・身体） ① （略） ② 151,880 SDR までは、（略） （手荷物） ① 旅客 1 人当たり受託手荷物＋持込手荷物合計で 1,519 SDR を限度とする。 ② （略） (2) （生命・身体） ① （略） ② 151,880 SDR (※1) までは、（略）
P195 理解度チェック 問題 1	31. モントリオール条約が適用となる運送の場合、航空会社手荷物責任限度額は、旅客一人当たり 1,288 SDR を限度とする。	31. モントリオール条約が適用となる運送の場合、航空会社手荷物責任限度額は、旅客一人当たり 1,519 SDR を限度とする。